第 2 次中野市総合計画策定方針

平成 26 年 7 月 政策情報課

1 はじめに

総合計画は、本市の目指すべき将来像に向けて、市民とともに、課題や目的を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものです。

現在、本市では、平成 28 年度(西暦 2016 年度)を目標年次とする基本構想と、後期基本計画及び実施計画に基づき、都市像である「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」の実現を目指し、まちづくりを進めていますが、今日の市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望を持ち安心して生活できるように、現計画を1年前倒しし、平成28年度からの新たな総合計画を平成26年度から2か年で策定します。

2 新たな総合計画策定の必要性

本市は、平成17年4月に旧中野市と旧豊田村が合併し新中野市として誕生し、これまで、新市まちづくり計画で定めた新市の将来像を踏まえた総合計画によりまちづくりを進めてきました。

しかし、計画策定から年数が経過し、次のような変化の中、しっかりとした現状分析と将来予測に基づいて、目指すべき市の将来像を描き、より魅力的なまちづくりの 方向性を示し、市民との協働によるまちづくりを進めて行くことが必要であります。

そのために、取り組む施策の体系と実現にむけた執行体制を明確にして、中長期的な行政運営の指針となる計画を策定します。

人口減少・少子高齢化

これまでの人口増加や年齢構成を前提としてきた施策は、人口減少や少子高齢化に伴い、大きく転換することが求められます。このような中で、市民福祉の向上を図るためには、社会情勢の変化に対応した「新しいまちづくりの理念」が必要です。

安心・安全

平成23年3月に発生した東日本大震災は、人々の価値観に変化をもたらし、社会の様々な分野に大きな影響を与えました。安心・安全のまちづくりを改めて認識することとなり、本市でも本庁舎や市民会館の耐震性能不足により、新たな整備が必要となりました。

地方分権

地方分権のさらなる推進を図ることを目的とした地方自治法の一部改正により、基本 構想の策定義務は撤廃されましたが、今後は地方自治体が地域の実情に応じた自らの責 任において策定することが求められています。

3 名 称

『第2次中野市総合計画』とします。

4 総合計画の概要

(1)位置付け

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画とし、地方自治法の一部改正に伴い、基本構想においては、議決案件とする条例の制定を目指します。

(2) 構成及び計画期間

第2次中野市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。 それぞれの計画の目的、期間は次のとおりです。

①基本構想

「基本構想」は、長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や目指すべき都市像、その実現に必要な施策展開の大綱を定めるもので、平成28年度(2016年度)を初年とし、平成37年度(2025年度)を目標年次とする10か年の構想とします。

②基本計画

「基本計画」は、「基本構想」を具現化し、本市の目指す将来像の実現のために 必要な施策や課題、基本的な方向を体系的に整理し、具体的な施策を示すものです。 「前期基本計画」は「基本構想」と並行して策定にあたります。

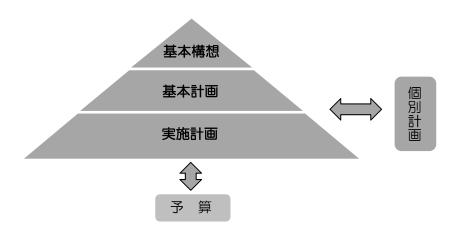
また、「基本計画」の計画期間は、市長の公約等の反映や、先の見通せる期間と するため、前期は6か年、後期は4か年とし、必要に応じて改訂します。

③実施計画

「実施計画」は、「基本計画」に定められた施策を、計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業計画で、毎年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間は、3か年とし、毎年度見直しを行い、計画の実効性を高めます。

【第2次中野市総合計画の構成と計画期間のイメージ】



■ TB < □ ○ =	l #0.88										
■現行の計 年度	<u>T </u>	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
(西暦)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(201	6)
基本構想	基本構想(10年間)										
	次期策定										
基本計画		前期(4	4年間)		後期(6年間)						
				次期策定					次期策定		
実施計画				毎年	I Eローリン・ I	l グ(3年間) l					
市長任期			•	•	•			•	•		
1年前倒し											

■第2次計	画期間	\-									
年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
(西暦)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	
基本構想	第2次基本構想(10年間)										
									次期策定		
基本計画	前期(6年間)						後期(4年間)				
	改訂(必要に応じ)										
	次期策定								次期等		
実施計画				有	 年ローリ	ング(3年	間) 				
市長任期											

■第3次計画期間(想定) 年度 38 39 40 41 42 43 45 46 47 48 (西暦) (2030) (2031) (2032) (2033) (2034) (2026) (2027) (2028) (2029) (2035) (2036) (2037) 第3次基本構想(12年間) 基本構想 次期策定 前期(4年間) 中期(4年間) 後期(4年間) 基本計画 次期策定 次期策定 次期策定 毎年ローリング(3年間) 実施計画 市長任期

5 策定にあたっての基本的な考え方

目指すまちづくりを着実に実現するため、次の基本的な考え方により計画づくりを進めるものとします。

(1)目標を市民と共有することができる、わかりやすい計画

計画策定段階での市民参加を積極的に推進し、市民と協働による計画づくりと市民と行政が目標を共有したまちづくりの実現が図れるように、誰にもわかりやすい計画づくりを進めます。また、計画の推進・実施を行政・住民・民間事業者等がそれぞれどのような役割を担い、どのように関わるかを明確にした計画とします。

(2) 将来の社会経済環境の変化に対応する、戦略的な計画

多様化、複雑化する市民ニーズを捉え、新たな社会経済環境変化に対し、それぞれの分野ごとに的確に対応できる、戦略的な計画づくりを進めます。

(3) 財政状況に対応する、効率的で実効性のある計画

選択と集中による特色あるまちづくりを目指すため、財政状況に対応した施策の 重点化を図り、効率的で実効性のある「メリハリのある計画」づくりを進めます。

(4) 誰もが計画の達成度を評価しやすい計画

総合計画が何をめざし、何を達成できたのか、誰にもわかりやすく、適正な評価ができる計画づくりを進めます。政策・施策の成果の達成度合いを計る手法として、各段階において、原則としてアウトカム※)の数値化指標が設定された計画づくりを進めます。

(5)国・県と整合性のとれた計画

市政運営のために相互に補完しあい、総合力を生み出せるように、国・県の計画と も整合性のとれた計画づくりを進めます。

※アウトカム(インプット、アウトプット)

アウトプットが業務の実施によって産出される結果そのものに対し、アウトカムとは算出された業務成果に含まれる価値(成果の内容的側面)を示す。

(例)「交通安全の推進」 — 「歩道の設置」 ⇒ 「歩道を年度内に○○m設置する」【アウトプット】 ⇒ 「交通事故件数が○件減少する」【アウトカム】

アウトカム=成果に関する指標 (例えば、渋滞がどの程度緩和されたか、犯罪がどの程度減少したか など) インプット=費用、指標としては主として予算額が用いられる。 (例えば、道路改修工事に〇〇億円の予算を執行した など) アウトプット=事業実施に直接関連する指標 (例えば、道路の整備延長、パトロール巡回件数 など)

6 市議会・市民参加

(1)総合計画審議会

市民や有識者によって構成する委員会として、市民意識調査結果の分析等の基礎データを踏まえ、市長の諮問に応じ総合計画(素案)について、市民の視点に立って、 集中的な議論を行い、市長に答申するものとします。

(2)市民参加

- ① 情報の共有
 - ア、策定過程の公表(審議会委員公募、審議会の公開、議事録公開等)
 - イ.「広報なかの」等に、進捗状況を随時掲載
- ② "市民の声"を幅広く聴取

様々な方法を組み合わせて、多くの人の意見が聴取できるように参加の機会の 充実を図ります。

- ア、市民意識調査の実施
- イ. 懇談会(地域別)等の開催
- ウ. 各種団体(企業等含む)等との意見交換(インタビュー)
- エ. わくわく市民懇談会等を活用した意見交換
- オ、市民、高校牛ワークショップ等の開催
- 力. 若者会議の提案
- キ. その他、常時、意見・提案を募集

③ 案の公表・意見募集

パブリック・コメント等で、基本構想及び基本計画の案を公表し、意見・提案を 求めます。

(3) 市議会

「基本構想」は、議決案件とする条例の制定を目指します。

また、議会全員協議会等の機会を通じて状況報告を行うとともに、市民の代表である議会と十分に意見交換を行い、連携を密にしながら計画策定を行います。

7 計画策定の体制等

(1) 職員参画

職員は、第2次総合計画が本市のまちづくりの指針となる重要な計画であることを認識し、現在の組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の英知を結集し、 積極的な参画のもと計画策定に当たることとします。また、職員アンケートを実施して、新しいまちづくりの方向性や課題への対応などについて幅広く意見・アイディアを聴取して、総合計画策定に反映させることとします。

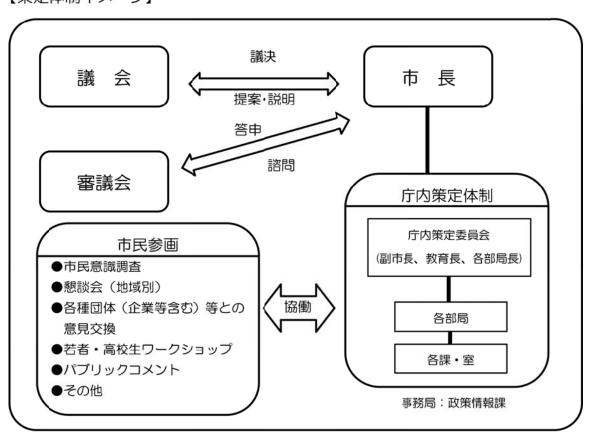
(2) 庁内策定体制

① 庁内策定委員会(副市長、教育長、各部局長等) 総合計画の策定に関する総合調整、重点プロジェクトの企画立案を行い、総合計画 の素案の作成を行います。

② 各部局・課・室(全職員)

各所属長(課長・室長)の指示のもと、施策展開により実現すべき姿(目指す姿)と達成目標を共有し、係長を中心に全所属職員の参画を得て計画素々案を作成します。 各部局長においては、課・室を横断する事案、施策を束ねる政策レベルの調整を 積極的に図るものとします。

【策定体制イメージ】



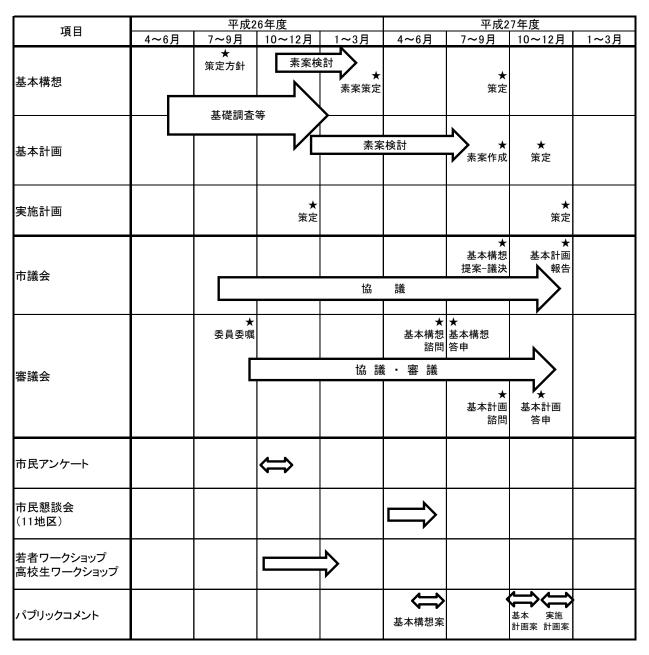
8 策定スケジュール(予定)

●平成27年 9月 基本構想の策定

●平成 27 年 11 月 基本計画の策定

●平成 27 年 12 月 実施計画の策定

●平成 28 年 4月 新総合計画スタート



※現時点の予定であり変更する場合があります。